

住民説明会における質疑等（平成 23 年 1 月 23 日～2 月 10 日）

1. 天神町二丁目

日時：1月23日（日）10時～11時00分

会場：天神地域センター

出席者：31名

【町名に関して】

- ・ 町の歴史を大切にし、全く関係の無い名称にしないでほしい。
→審議会の答申においても従来の町の名称に準拠することとなっており、そのように進めたいと考えている。
- ・ 天神町という名称が好きで住むようになった。名称は変更してほしくない。
- ・ 今まで実施した地域で、全く新しい名称になった地域はあるか。
→そういう地域はない。ただし、天神町については現在の1、2丁目を4分割するため、丁目の変更や天神の名前は残して、北南などをつける必要が出てくる。
- ・ 天神町という名前に愛着がある。天神を残してほしい。
- ・ 新しい町の名称は簡単な天神町一～四丁目がよい。

【町区域に関して】

- ・ 天神町一丁目の区割りは新小金井街道で行わないのか。
→天神地域センター通りより新小金井街道のほうが大きな通りであり、本来は新小金井街道のほうがふさわしいが、町の規模や街区数を考慮すると天神地域センター通りで区切ったほうが住居表示実施基準に合致する。

【住居表示実施の手続き等について】

- ・ 住居表示の実施は議会の議決をもって決まるのか。
→そのとおり。

【住居表示の仕組み】

- ・ 同じ基礎番号から出入りする住居は同じ住居番号になるのか。
→同じ番号になることはありえる。
- ・ 同じ住居番号になるのなら枝番をつけたほうが良い。

【住所変更の手続きに関して】

- ・ 住居表示変更証明書は申請が必要か。
→申請が必要である。誰が申請しても良い。
- ・ 運転免許証の住所変更は会場を設けて実施しないのか。
→I Cチップ内蔵の免許証は書き換えのための装置が必要になるため、出張して手続きすることができない。
- ・ 運転免許証の書き換えには住民票が必要なはずだが、有料となるのか。
→住居表示変更証明書で対応できる。費用は無料である。
- ・ パスポートの住所変更はどのようにすればよいか。
→自身で書き換えてほしい。
- ・ 住所変更等の手続きについて通知してくれるか。
→実施の1ヶ月前に通知する。

【説明会の実施に関して】

- ・ 住居表示の実施が決まったら説明会を開催するか。
→文書で具体的な案内を出す。実施に向けて何らかの説明会は行う。

【その他】

- ・ 住居表示の情報は隨時出してほしい。

2. 天神町一丁目

日時：1月23日（日）14時～15時45分

会場：天神地域センター

出席者：95名

【町名に関して】

- ・ 歴史と文化のある町名が、なぜ審議会から変えるように言われなければならないのか。
- ・ 答申では天神町一丁目、天神町二丁目という名称はふさわしくない、となっているが、その根拠は何か。
- ・ 町名はどのように変わるのか。
→天神を残した形で変更したい。

【町区域に関して】

特になし

【住居表示実施の手続き等について】

- ・ 説明会のお知らせがいきなり届いたが、あたかも住居表示実施が決定しているかのように思った。
- ・ 議会の議決で決まるとのことだが、いつ決まるのか。
→はっきり決まっていないが、平成23年6月頃になる。
- ・ 住居表示に賛成である。選挙で選ばれた市長が責任を持ってやればよい。したがって、住民の決を採る必要は無い。

【住居表示の仕組み】

- ・ 耕作地や工場跡地などに対する街区の振り方はどのように行うのか。
→後から開発されたときのために番号の予備を設けて付番する。

【住所変更の手続きに関して】

- ・ 登記簿を書き換えるのは大変である。
→登記簿の所有者住所は所有権移転のときなどにあわせて手続きすればよい。
- ・ 住所変更に必要な経費は個人負担か。
→個人負担でお願いしたい。
- ・ 法人登記について何に費用がかかるか、どれくらい期間がかかるか、市が費用負担してくれるのかなど知らせてほしい。
→住居表示にかかる変更は無料であると思うが、手続き、費用等確認する。
- ・ 住居表示変更証明書は申請ではなく送ってほしい。

【説明会の実施に関して】

- ・ 説明会は何回やったのか。住民の合意形成がこれではかれるのか。
→平成17年に審議会が立ち上げられて以来、地域懇談会、自治会長への説明会などさまざまな方法で説明してきた。天神町一丁目の説明会は今回で3回目である。
- ・ 新聞を取っていないので市報が手に入らない。また、自治会も無いので周知方法工夫してほしい。
・ 説明会参加者の賛成・反対の挙手をさせてはどうか。
→多数決で決めるようなものではない。
- ・ 現在、不都合を感じているのは住民ではなく、警察、消防、郵便であると思う。したがって、次回の説明会ではそれらの職員を招いて事例を話してもらってはどうか。

【その他】

- ・ 現在の住所でも枝番がきちんとあり、郵便物も届く。住所を変更する必要は無い。問題があるところだけ変えればよい。
→救急車が場所をわからない地域があり、是正する必要がある。枝番は規則正しく並んでいないため住居番号を振り直す必要がある。
- ・ 住所の表示がわかりにくくなつたからといって、全体を変えるのはおかしい。
・ 住所がわかりにくくなつたのは、それを容認した市の責任ではないか。
・ 行政にも市民にも膨大なコストがかかる。コストに見合つた変更なのか。
・ 住居表示が実施されるとコストが下がり市民税も下がるのか。
→下がらない。
・ 住居表示整備にかかる予算はいくらか。
→総額で200万円である。
・ 住民の労力（費用）は考えないのである。
・ 住居表示が昭和52年以来済んでいないのは行政の怠慢である。人口が増える前にやるべきである。
→すべての地域を一斉に住居表示するのは不可能である。
- ・ 住居表示に関する情報開示が低い。
・ 審議会の委員はどのように選ぶのか。
→知識経験者、公共団体の職員、実施地区の代表者などで市長が任命する。
- ・ 住居表示案内板は塀、門柱などが無い場合、直接住居に貼るのか。
→そのとおりお願いしたい。
・ お知らせにN.O. 1とあるがその意味は何か。
→今後も隨時お知らせすることである。

3. 天神町一丁目

日時：1月25日（火）19時～20時10分

会場：天神地域センター

出席者：24名

【町名に関して】

- ・ 町名は一丁目のままか。
→町名は白紙の状況であるが、天神という名前は生かしていきたい。
- ・ 天神町一丁目、天神町二丁目という町名は使えないのか。
→すでに、天神町一、二丁目がある。また、1、2桁の地番の場所があり、同じ天神町一、二丁目を使用すると新旧の住所表記で混乱が予想されるため、使わないほうが望ましい。
- ・ 天神北町、天神南町がよい。

【町区域に関して】

- ・ なぜ、天神町一丁目を2分割するのか。
→現在の天神町一丁目は、住居表示実施基準の町の規模より大きいため、基準に合致するように2分割する。

【住居表示実施の手続き等について】

【住居表示の仕組み】

- ・ 最近、たくさんの新しい住宅が建つようになり、住所がわかりにくくなつた。訪ねてくる人も困っている。これらが解決するということか。
→そのとおり。

【住所変更の手続きに関して】

- ・ 住所変更が必要な関係機関には市から連絡してほしい。
→市の公簿類は市で変更する。不動産登記の所在地、公共料金などは市から連絡する。
金融機関、運転免許証等は個人で手続きしてほしい。
- ・ 住居表示変更証明書は個人名ではなく、家族単位で出せないか。
→検討する。
- ・ 犬の住所登録も変えてくれるのか。
→市で変更する。
- ・ 本籍が小平市にあり他市に住民登録がある人は、知らないうちに本籍が変わってしまうということか。

→本籍表示が変更になる場合は、他市の場合でも通知する。

【説明会の実施に関して】

- ・ まちづくりは役所対住民という構図で行うものではなく、住民が主体的に行うものである。このような説明会ではなく、実施済みの地域の住民を招いて座談会方式で行うとわかりやすいのではないか。

【その他】

- ・ なぜ住居表示が必要か理解できない。住所変更を望まない。地番表示のまま住所を見やすくすればよい。現状で不便は感じていない。住民の経済的負担に配慮すべきである。年末と今回の説明会だけで、住民の合意形成が図れるとは思えない。
→市街化に伴い地番表記の住所はわかりづらくなってきた。住所を整然と付番するためには一定程度の負担はお願いしたい。
- ・ 今後住居表示に関する意見はどのように伝えたらよいか。
→今後の説明会を検討する。市民課への電話、メール、来庁して意見を言ってもかまわない。
- ・ 住所がわかりにくいのは行政の責任である。警察、消防には行政間の連携で地図を渡せばよい。
- ・ 住居表示は税金の無駄遣いであり、反対である。
- ・ 流通関係も現在の住所で了解している。これを変える必要があるのか。
→わかりづらい住所をわかりやすくする必要はあると認識している。
- ・ 市外局番がわかりづらい。
→筆界で決まっている部分はある。機会を見てNTTに伝える。
- ・ 平成9年に栄町を実施して以来、しばらく、実施していなかったのに、平成15年頃から再び整備が始まった契機は何か。
→開発が進行し、住所がわかりにくくなったため、住居表示実施の声が高まったためである。

4. 大沼町一丁目

日時：1月27日（木）19時～20時20分

会場：大沼公民館

出席者：29名

【町名に関して】

- ・ 町名には歴史的、地理的背景がある。町名に愛着があり、変更に反対である。
- ・ 町名案が出されるのはいつ頃か。
→5月下旬から6月上旬になると思う。
- ・ 大沼という地名を残してほしい。
- ・ 六中通りより東側の住人である。町の名称が変わり、花小金井になるのは反対である。

【町区域に関して】

- ・ 町の分割に際して、人口の割合は考慮したか。
→人口割合は考慮していない。住居表示実施基準により分割した。
- ・ 西武新宿線を高架にしたら新宿線より南側の大沼町一丁目も大沼町とすることができるのではないか。
→鉄道の立体化には多額の予算がかかる。現在、そのような計画は無い。
- ・ 花小金井五丁目（未実施地区）、天神町二丁目（昭和病院周辺）、大沼町一丁目（六中通りより東側）が一緒になるのは不自然である。なぜ、そのような案になったのか。
→現在の町境は土地の筆界で決まっている。住居表示に関する法律に基づき、付近のわかりやすい道路、六中通りを町境とすることとなった。

【住居表示実施の手続き等について】

- ・ 町の区割りと町名変更は抱き合わせの案か。
→第1段階として今回、町の区割り等について案を示した。町名案についてはあらためて説明会を実施する。なお、町名については大沼という名称は残す方向で考えている。

【住居表示の仕組み】

- ・ 広い土地が分割されると住居番号が不規則に付けられてしまうのではないか。
→同じ番号で重なったり、不規則に並ぶことの無いように枝番で対応する。
- ・ 耕作地などが将来開発されると、住居表示をやり直すのか。
→広い耕作地などの場合、街区を余分に確保しておく。一度住居表示を実施して再度実施し直すことは無い。
- ・ 外国のように通りの名称を使用した住居表示は検討しなかったか。
→住居表示は街区方式と道路方式があるが道路方式を採用している自治体は極端に少な

い。道路方式を採用するには更なる道路整備が必要である。

【住所変更の手続きに関して】

- ・ 運転免許証の住所変更は警察署へ出向いて行わなければならない。
→運転免許証そのものに裏書が必要なため、警察署へ行ってほしい。
- ・ 国民健康保険も市役所へ出向かなければならない。
→市の公簿類は自動的に直るので手続きは不要である。住所の記載のある保険証の扱いについては担当課と調整したい。その他、国民年金は年金事務所に連絡する。金融機関については手続きを確認したい。

【説明会の実施に関して】

特になし

【その他】

- ・ 住居表示の必要性がわからない。予算はどれくらい。
→平成22年度200万円、平成23年度700万円である。
- ・ 費用対効果はどうであるか。住民の負担増を考えれば実施しなくてよい。
- ・ 長い年月使っている住所であり、インターネットでもわかる。郵便が滞ることなどはあるのか。
→カーナビやインターネットで出てこない住所がある。市街化が進行した地域は、地番の並びが不規則になり、まちづくりの施策として住居表示による整理が必要である。
- ・ 東久留米市との行政境の問題は何とかならないか。
→住居表示のレベルで解決するのは難しい。
- ・ 住居表示に反対である。住民の意向はどのように反映するのか。他に予算をかけてほしい。
→長期総合計画では小平市全域の住居表示実施が謳われている。今回の説明会にいたるまでに住民懇談会、意見募集を経てきたため理解してほしい。最終的には議会で判断される。

5. 大沼町一丁目

日時：1月30日（日）10時～11時30分

会場：大沼公民館

出席者：83名

【町名に関して】

- ・ 大沼町一丁目が3分割されるというが、町名は変わらないのか。
→単純に3分割された町の名称を一丁目、二丁目、三丁目とした場合、既存の二丁目と混同したり、二桁の地番が存在することから住居表示実施前後の住所表記で混同することから、大沼町一丁目、二丁目、三丁目は望ましくない。ただし、大沼という地名は残す方向で検討したい。
- ・ 具体的な町名を示してほしい。審議会での審議のなかではどんな名称が出ているか。
→具体的な名称は出ていないが、審議会の答申では従来の名称に準拠して定めることになっている。
- ・ 町の名称は歴史的な経過を重視したうえで、なるべく、短いものにしてほしい。～町は省略したほうがよい。

【町区域に関して】

- ・ 回田通りより西側の天神町二丁目はどうなるか。
→今回の住居表示の対象からはずし、将来、仲町と一体的に実施する。
- ・ 東久留米市が食い込んでいる地域は何とかならないか。
→住居表示のレベルでは検討していない。

【住居表示実施の手続き等について】

特になし

【住居表示の仕組み】

- ・ 住居表示のメリットとデメリットを具体的に示してほしい。
→メリットは住所がわかりやすくなり、警察や消防の到着も早くなる。デメリットは住所変更の手間である。

【住所変更の手続きについて】

- ・ 履歴の住民票や住居表示変更証明書は、いつまでも取れるか。また有効期限はあるか。
→履歴住民票は5年間だが、住居表示変更証明書は何年後でも取れる。有効期限は提出先が決めるものである。
- ・ 会社のスタンプや封筒などの変更にかかる費用負担はどうなるのか。

→市からの補助は考えていない。印刷物などは作成部数の調整で対応してほしい。

- ・ 郵便局への転送届けは必要か。

→不要である。

【説明会の実施に関して】

特になし

【その他】

- ・ 審議会の内容を知る方法はあるか。

→傍聴が可能である。また、ホームページにも要録を掲載している。

- ・ 過去に実施した地域での課題や問題点はあったか。

→今まで実施した地域では町境の変更は無かったため、大きな問題は無かったが、住居番号が重なった事例があった。

- ・ 平成24年度の実施までのスケジュールはどのようなものか。

→町名の案が出た段階で、再度説明会を実施する。

6. 花小金井五丁目

日時：1月30日（日）14時～15時30分

会場：花小金井北公民館

出席者：31名

【町名に関して】

- ・ 町名が変わるのか。
→町名については白紙の状態であり、審議会で審議中である。
- ・ 大沼町と一緒になるということだが、大沼町の住人の町名についての要望とどのように調整を図るのか。
→説明会で出た意見をふまえ審議会で審議する。町名案が出た段階で再度説明会を実施する。
- ・ 花小金井という町名はなくなるのか。いきなり決定では困る。
→審議会で町名案が出たら説明会を実施する。
- ・ 花小金井五丁目で実施してほしい。街区が飛んでもかまわない。
- ・ 花小金井という名称を残してほしい。
- ・ 住居表示の必要性はわかる。住居表示そのものには賛成するが、町名変更には反対である。

【町区域に関して】

- ・ 合併する大沼町一丁目一部、天神町二丁目一部の面積、世帯数等は、花小金井五丁目の14.32ha、401世帯に対してどれくらいか。
→天神町2.3ha、55世帯、大沼町4.46ha、128世帯である。

【住居表示実施の手続き等について】

- ・ 住居表示に反対の意見はどのように示せばよいか。
→審議会に報告する。
- ・ なぜ、今住居表示を実施するのか。今後も開発が進んだら、再度住居表示し直すのか。
→住居表示の実施は長期総合計画で謳われており、地域懇談会、意見募集を経て、審議会の答申によりこの地域を行うこととなった。一度実施した地域を二度やり直すことはない。

【住居表示の仕組み】

- ・ 花小金井五丁目という名称で実施済みの地域があるということは、その西側にある未実施地域と同じ花小金井五丁目で実施するのは、実施基準に照らして不可能なのではないか。

→絶対にできないということはないが、指摘のとおりの問題があり難しい。

【住所変更の手続きに関して】

- ・ 住所変更にかかるコストについてはどうなるのか。
→ほとんどの手数料は無料になるが、それ以外の費用については、それぞれ負担してほしい。
- ・ 住所変更はわずらわしい。

【説明会の実施に関して】

特になし

【その他】

- ・ 花小金井という町名が気に入って越してきた。現在の状態は住居表示に関する法律に違反しているという状況なのか。また、実際に郵便物の誤配や救急車がたどり着かないなどの事例があるのか。
→法律に違反しているということは無い。住居表示はまちづくりの視点から、市全体をわかりやすい住所にしようという市の方針に基づくものである。実際に困っている地域から実施を求める要望書も出ている。
- ・ 住居表示のメリット感じない。予算額はいくらか。
→住民本人にはメリットを感じないかもしれないが、わかりやすいまちづくりの施策であるということを理解してもらいたい。予算額は、平成24年度2400万円、平成25年度1200万円である。
- ・ 実施済み地域における住居表示実施後の効果測定の結果はどうか。
→特に捉えていないが、苦情は無い。

7. 花小金井五丁目

日時：2月1日（火）19時～20時10分

会場：花小金井北公民館

出席者：6名

【町名に関して】

- ・ 花小金井五丁目は慣れ親しんだ町名である。花小金井五丁目のまま住居表示実施できな
いか。
→東側にすでに実施済みの花小金井五丁目があり、西南の角から街区を振るルール上難
しいと考える。
- ・ 丁目を増やして実施することは可能か。
→実施基準では五丁目程度となっているが、七、八丁目という名称も区市で他事例があ
り、可能である。
- ・ 花小金井五丁目という町名なくなるのか。
→花小金井五丁目を残してほしいという声はある。具体的な町名については白紙の状態
であるが、すでに実施済みの花小金井五丁目が東側になるので、技術的には難しい。
- ・ 花小金井五丁目は50年近く使用してきた名称である。変更するのは違和感がある。
→ひとつ的方法としては七、八丁目という考え方がある。
- ・ 実施基準では五丁目までとのことだが、七、八丁目で問題ないのか。
→あくまでも目安であり、花小金井はすでに六丁目まである。大沼町も新しい町の区割
りが7分割となり、一～七丁目というのも考えられる。
- ・ 花小金井という地名にあこがれて住んだ。地名の歴史、伝統を重んじてほしい。
→歴史、伝統には配慮する。二つの地名を足して2で割るような名称にはしない。
- ・ 花小金井という名称を残してほしい。
- ・ 具体的な町名が示されないと意見の表明がしづらい。
→今後、町名に関する案が出た段階で、説明会を実施する。
- ・ 実施済み地域とまたがっている自治会がある。町名の変更による影響があるのでない
か。せめて花小金井という名称は残してほしい。

【町区域に関して】

- ・ 町の区割り等について反対の場合、どうすればよいか。
→説明会で出された意見は、すべて審議会へ報告する。

【住居表示実施の手続き等について】

- ・ 住民の意向を尊重して実施してほしい。
- ・ 自治会単位のアンケートをとるとよい。

【住居表示の仕組み】

特になし

【住所変更の手続きに関して】

特になし

【説明会の実施に関して】

- ・ 今回の説明会の主眼は何か。
→審議会からの答申により示された、町境の変更及び町割りについての説明である。

【その他】

- ・ 今後のスケジュールはどのようなものか。
→2月15日に審議会を開催し、今回の説明会での意見を報告する。その後、審議会での町名案について、4、5月に説明会を開催する。
- ・ 町名が変更となる地域についてはどのように周知するか。
→各戸へ通知する。説明会についても実施する。
- ・ 小平が村から町、町から市になった経緯を考慮して実施してほしい。
- ・ 住居表示の進捗状況はどのように知ることができるか。
→ホームページで公開している。

8. 天神町二丁目

日時：2月3日（木）19時～20時00分

会場：天神地域センター

出席者：11名

【町名に関して】

- ・ 町名はどのようになるか。
→町名に関しては白紙の状態である。
- ・ 町名は変わらないほうがよい。
- ・ 天神町という町名が全く違うものになるのか。
→区域の一体性を保持した名称とし、従来の名称に準拠して決定することとなっている。
そのため、全く違う名称になることはない。

【町区域に関して】

特になし

【住居表示実施の手続き等について】

- ・ 住居表示の実施についてはどのように周知するか。
→実施の1ヶ月前に個別に通知する。

【住居表示の仕組み】

- ・ 街区を振る場合、公道、市道のは関係あるか。
→道路の現況を優先し、特に区別はしない。
- ・ 天神町にも耕作地があるが、街区はどのように振られ、現地ではどのように把握できるか。
→耕作地などには街区をあらかじめ多めに振っておく。街区の位置などは街区案内図で確認できる。
- ・ 住居番号表示板の取り付けは強制か。
→わかりやすい住居表示とするためには取り付けに協力いただきたいが、必ずしも強制ではない。

【住所変更の手続きに関して】

- ・ 住居表示変更証明書は急に必要になるケースが多いと思う。インターネットなどで取得できるようにできないか。
→検討する。
- ・ 住所変更はがきは50枚以上でも請求できるか。
→可能である。
- ・ 住居表示実施後も旧住所による郵便物は届くか。
→2、3年は大丈夫と思う。

【説明会の実施に関して】

特になし。

【その他】

- ・ 天神町の住居表示実施時期はいつか。

→天神通りより東側の天神町一丁目、回田道より西側の天神町二丁目を除き、平成25年10月1日である。

- ・ 住居表示整備審議会の住民代表委員はどのように決めたか。

→適任者として市長が選任した。

9. 花小金井六丁目

日時：2月6日（日）10時～11時30分

会場：東部市民センター

出席者：29名

【町名に関して】

- ・ 説明会に何回か出席している。花小金井という町名が残るかどうか、審議会にどのようにあがっているか、聞きたい。
→説明会の中で、花小金井という町名を残してほしいという要望は聞いている。審議会では、説明会で出された意見は、すべて書面にまとめて、配布し、その場で読み上げて、審議の参考としている。
- ・ 私たちの町名に関する意見に対して、どのような進捗状況なのか。
→ 説明会での意見を報告し、具体的な町名に関する審議は、2月15日の審議会で開催する予定である。
- ・ 町名の候補として、どのような町名が上がっているのか。
→ 具体的な町名については、出ていない。花小金井を存続させたいという意向は、充分伝えている。
- ・ まったく新しい町名はあるのか。
→ 町名については、答申にあるように、従来の町名など、歴史的経緯を尊重して決定するので、まったく違う町名にはならない。
- ・ 希望は、花小金井6丁目にいれてほしいが、是非、花小金井7丁目にしてほしい。
- ・ 絶対、花小金井を残してほしい。
- ・ 花小金井は、非常にいい名前だと思う。小平市の中でもブランド力も非常にあると思う。その名前を是非残してほしい。天神町、鈴木町にも、花小金井という名前がついたマンションは、たくさんある。
- ・ 天神町1丁目の説明会でも、100名ぐらい来ていた。その中でなぜ変えなくてはいけないのか、何の不都合もない。不都合のあるところだけやってはどうかという話があった。町名が変わることは仕方ないが、花小金井を残してほしい。
- ・ とにかく花小金井という町名を残してほしい。

【町区域に関して】

- ・ 現状東京街道、新青梅街道できれいに分かれているのに、なぜ東ガス西通りなどで縦に細かく分けるのか。
→住居表示の実施基準によって、町の大きさを定めて、街区をつくり、住居番号を振ることでよりわかりやすい住所の並びになるとを考えている。
- ・ 複数の町を一緒にすることより、花小金井6丁目の区域をもっと西にもっていったらどうか。

新たな町名にしなければいけない理由がわからない。

→住居の並び順をわかりやすくするためには、同じ町名では難しいと考えている。

【住居表示実施の手続きについて】

・審議会の決定から市長に答申すると、この時点でほとんど決まるような気がする。

→ 具体的な町名について、どのような審議になるかまでは、予測できません。具体的な町名に関する案が出てくる可能性はあります。

・平成24年10月1日実施のためには、ぎりぎりでいつ決定されるのか。

→平成24年10月1日実施のためには、23年の12月議会に町名を含めて、議会で議決をもらわないと実施が難しくなる。実施するにしても、延びてしまう。

・前回の説明では、答申が23年の2月、3月ごろにでて、23年の5月、6月ころに考えると言っていたが、いかがか。

→現在、説明会でいろいろな意見を聞いている最中である。結論を急がず、慎重に審議を進めている。

・審議会の答申の期限はいつまでか。

→基本的にいつまでというものはないが、審議会の委員の任期は、24年6月まであります。

・答申が市長に出されて、議会で決まるまでの間は、変わることはあるのか。

→答申を受け、市長が判断し、議案という形でまとめ、議会に提出し、委員会審査を経て、本会議で審議される。

・住居表示整備審議会の実施地区の住民代表と言っているが、住民の意見を何も言っていない。ただ出ているだけ、発言も少ないし、われわれの意向を何もしやべっていないし、私たちの意見を聞いていない。住民代表として、意見を集約して出てほしい。

・審議委員を替えることはできないのか。

→審議委員を替えることはできない。

・この前の審議会で、私がなぜ選ばれたのかと発言していました。実施地区の住民代表の審議委員が、地元の意見を集約していない。

→住居表示に関するこを審議していただくということで、委嘱している。

・審議委員も説明会に来て、意見を聞いてもらわないと困る。

→説明会を開催し、住民の意見を聞き、委員会に報告します。

・説明会にも、審議委員が出てほしい。

・住民と審議会の委員がいる説明会を設定してほしい。

・説明会に出ている審議委員の地域と出でていない地域で差があっては困る。住民説明会での生の声が伝わらない。

・住民と審議委員との審議にはならないのか

→審議会の中で審議していただき、答申をあげてもらう。

- ・説明会の録音を審議会に聞いてもらうことはできないか。

→基本的には書面で配布し、審議会の中で読み上げます。

【住居表示の仕組み】

- ・消防車が、わかりにくいなど説明されているが、40年位住んでいるが、何も不都合はない。再度現状のままで、やっていくことを検討してはどうか。

→審議会に報告したい。

- ・そもそも住居表示実施をなぜやるのか、理由がわからない。

→地番による住所の表示については、分筆、合筆があり、番号が飛んでいたり、道路や鉄道などで決まっていない箇所については、わかりにくい場所があるので、わかりやすいまちづくりをするために、街区をつくり、住居番号を付定する。

- ・先ほどから、ご意見として伺うと言っているが、どういう審議プロセスで決定にいたるのか。

→審議会の答申がでて、市長が議会に提案し、議会で決定することになります。

【住所変更の手続きに関して】

- ・土地、建物の所有者には、変更の連絡があるのか。

→手続き的にどんな方法が可能か、検討したい。

【説明会の実施に関して】

- ・次回の夜間にやる説明会も同じことですか。

→11月の下旬から、住民説明会を始めていますが、2月10日まで同じ説明をします。

- ・参加する人数は多いほうが、良いですか。

→説明会に来ていただいて、出していただいた意見は審議委員会に伝えます。

- ・去年から、説明の内容が変わっていないが、どうしてか。

→11月の下旬から、住民説明会として2月10日まで同じ説明を行っています。今後審議会から新たに町名などが示されましたら、新たに説明会を開催いたします。

- ・町名などに関する説明会は、いつの予定ですか。

→市議会議員選挙後になると思います。

- ・平成17年に花小金井6丁目の一帯を実施した時に、私たちには、何の連絡もなかった。

→今回配布したような形で、各世帯に周知していきたいと考えております。

【その他】

- ・住居表示反対の署名を出しているが、どうなっているのか。

・住居表示整備審議会にどなたが実施地域の住民代表となっているのかわからない。われわれの意見が反映されているのか。

→住居表示整備審議会委員の選任につきましては、市長が選考し、委嘱しています。

- ・先週、天神町での説明会があつたが、どのような意見があつたのか。

→天神町の説明会でも、町名の維持を望む声があつた。それぞれの地域から町名を残してほしいという意見が出ており、審議会に報告し、検討してもらう。

・説明会をもたれても、審議会に伝えるということだが、信用していないわけではないが、そうなれば、決議文があればよいのか。有効な手段はこれか。アドバイスはないか。

→繰り返し同じ説明をし、同じ意見を頂戴している。回数を稼ぐために行っているわけではない。花小金井という町名の維持の意見が繰り返し同じ意見が出ていることを審議会に伝える。

・説明会での意見を書面で審議会に伝えるということであるが、私たちの花小金井を残してほしいという熱意が通じるのか。説明会をやつたという既成事実になるのではないか。

→繰り返し、同じ意見がでていることを報告いたします。

- ・「天神町」のいわれはなにか。

→昭和37年市制施行当時、「天神窪」という地域があつて、天神町という名前になったのではないかと思います。

・市議会議員の選挙があるが、議会で決定するのだから、私たちの意見を聞いてくれる方を当せんさせればいいということか。

10. 大沼町二丁目

日時：2月6日（日）14時～15時30分

会場：大沼地域センター

出席者：103名

【町名に関して】

- ・ 前回の説明会で、大沼町、天神町という名前がなくならないということだが、今回の説明では違うように思うが。
→大沼町は、7分割されるので、単純に大沼町1丁目、2丁目という名称は使えないが、大沼という名称は、使用できる。
- ・ 現在の大沼町1丁目、大沼町2丁目を生かして、大沼町1丁目〇〇、大沼町2丁目〇〇という表示はできないか。ということを聞いたが、現在の進捗状況はどうか。
→町名については、現在白紙である。審議会には、報告している。
- ・ 大沼町1丁目から7丁目、大沼北町、南町という案は出ていないのか。
→審議会では、まだ、具体的な町名は出っていないが、説明会の中で意見として出ている。
- ・ 町名をまるっきり違う、町名を出すことはあるのか。
→説明会で出していただいた意見は、審議会でこれから審議する。町名については、従来の町名に準拠するような形で考える。
- ・ 大沼田とか沼田など沼に関連するような名前を付けていただきたい。
- ・ 大沼北町、南町はやめた方がよい。大沼町1丁目から7丁目までにすればよいと思います。
- ・ 審議会で出された町名について、住民の投票はないのか。
→審議会から答申を頂いて、市長が判断し、議案にし、議会の議決という流れになる。
- ・ 議会の議決を得て、町名が決定されるということであるが、市全体ではなく、大沼町とか花小金井とか限られた区域の問題である。住民の投票なりをすべきではないか、
・

【町区域に関して】

- ・ 住居の表示をわかりやすくすることだが、東久留米市と花小金井が入り乱れている箇所があるが、直らないのか。努力するのは、行政側ではないか。
→市の区域の問題は別として、住居表示を実施して行いたい。
- ・ 今ままの大沼町1丁目、2丁目の区域ではだめなのか。
→住居表示実施基準に、町の規模として基準があり、それに基づき、7分割した。
- ・ 広さで、町区域を決めたのはいつからか。
→住居表示に関する法律、市の条例等により、町の規模をきめている。
- ・ なぜ、町の規模が住居表示の法律できまっていたのに、なぜ最初から基準にあった面積にしておかなかったのか。行政の怠慢ではないか。

→現在の町区域は、市制施行時に変更したものであり、その後住居表示に関する条例等を定め、住居表示を実施するために、その基準に合わせて分割したものです。

【住所変更の手続きに関して】

- ・電気、ガス、水道などの手続きを詳しく、ガイドラインを設ける形でお願いしたい。
→ 住所変更等の手続きはなるべく詳しくご案内します。
- ・登記簿の所有者の住所については、自分で住所変更するのか
→ 相続や売買等の際に変更していただければ構いません。
- ・パスポートの住所変更は、どうなるのか。更新になるのか。
→ パスポートの住所については、パスポートの所持人記載欄を自身で変更してほしい。更新にはならない。

【説明会の実施に関して】

- ・ どうして、今の土地の地番を無理やり替えなければいけないのか。例えば、街区でも耕作地に家が建って、道路ができたら、またばらばらになってしまうのではないか。
→耕作地に関しては、先々の開発等も考慮して、ある程度街区の番号を多めにとるので、街区がばらばらになることはない。
- ・ 前の誰かが住んでいた番号になるのは嫌なのですが。
→なるべく、住居表示前の住所が一緒にならないように、町名を考えたい。審議会の方で検討する。
- ・ なぜ、今回住居表示を実施しなければいけないのか。
→小平市の長期総合計画に載せている。平成17年に花小金井6丁目の一部を実施して以来、審議会を立ち上げ、次にどの地域を住居表示するのがふさわしいか、審議を行い、住民懇談会など意見募集を行い、市街化も進んでいるということで、住居表示を実施することになった。

【その他】

- ・ 市長からの答申が、2段階に分かれているのは、どうしてか。
→住居表示の実施に際して、町境の変更と町名について、同時に審議するのは、むずかしいということで、市長からの諮問は2段階に分かれている。
- ・ 地番の枝番は、変わるものか。
→土地の地番については、変わらない。
- ・ 本籍地が小平市にあって、別のところに住所がある場合には通知がいくのか。
→ 通知は、いきます。
- ・ 審議会委員は、17名という限られた数で決めることになると思うが、住民の決は採らないのか。

→今後、審議会で町名に関する案が示されたら、住民説明会を開催し、意見をお聞きします。説明会で出された意見は、審議会に伝える。

- ・ 現在の住所の表示で郵便局や宅配業者は、困っているのでしょうか。

→宅配業者が、カーナビで目的地になかなかたどりつかなかった、とか、救急車がなかなかたどりつけなかったと聞いています。

- ・ 小平市以外に土地を持っているが、納税通知書の住所変更はどうなるのか。

→ご自身で住所変更の手続きをしていただきたい。

- ・ 地番などに、4とか7という数字は使用するのか

→ 使用します。

- ・ 郵便、消防などとの連携は、きちんとできるのか

→ 審議会の委員にも、郵便局、消防署、警察署なども入っていただいているので、これからも連絡を密にしていきたい。

- ・ 今まで住居表示を実施してきた区域で、何か問題等はなかったのか。

→特に大きな問題は、過去にはなかった。

- ・ 全体的に、暮らし良くなったとか、そういうことはないのか。

→住居表示したことで、目に見えてよくなつたという具体的な例はないが、町づくりの一環として、住所をわかりやすくする、救急車が少しでも早く到着するように環境整備を図りたいと考えている。

・住民のデメリットは、検討されたか。表札に住所を記載していたり、住所を記載したハンコや、看板の住所などの負担はどうなるのか。こういったデメリットをメリットは、上回るのか説明してほしい。

→ 住民の負担はある。全てを市が負担することはできない。お住まいの地域をよりわかりやすい住所にして、暮らしやすい町にしたいという観点から行うものであり、ご理解をいただきたい。

- ・住居番号表示板は、配られるのか

→ 配布します。

- ・郵便番号は、変わりませんか。

→ 現在のところ、わかりません。

11. 大沼町二丁目

日時：2月8日（火）19時～20時00分

会場：大沼地域センター

出席者：26名

【町名に関して】

- ・まったく違う町名になるのは、いやである。大沼町という町名を残してほしい。
- 町名については、白紙であるが、今までの歴史的な経緯などに配慮して決定する。
- ・町名によって、売買などのときの価値が違うのか。そういう意見はあるのか。
- 地域的には、あります。
- ・可能性としては、北大沼町2丁目とか、大沼町北2丁目などはあるのか。
- ・町名は、南北を付けないで、大沼町1丁目から7丁目にしてほしい。

【住居表示実施の手続きについて】

- ・住民の理解が得られなかったら、実施しないということか。
- 住居表示は実施する方向で考えている。町の区割り、区域等に関して議会に提案し、決めてもらうことになる。

【住居表示の仕組み】

- ・住居番号は、住居の出入口がどこに来るかで決まるのか。
- 制度上、建物の出入口が接する基礎番号が住居番号となります。
- ・街区符合の区割りはどうなるか。耕作地など広い土地の場合はどうなるか。
- 道路などである程度の面積で区切って、街区を付番します。広い耕作地などは、予定で余分に番号を確保します。
- ・住居表示は小平市だけでなく、全国で行っているのか。
- 全国で行っております。

【住所変更の手続きに関して】

- ・運転免許証の住所変更は、更新のときに変えればよいのか。
- 住居表示実施後速やかに変更してください。
- ・厚生年金の受取の住所変更は、どうなるのか。
- 年金事務所に住所変更のはがきをだしていただくことになります。

12. 花小金井六丁目

日時：2月10日（木）19時～20時30分

会場：東部市民センター

出席者：11名

【町名に関して】

- ・ 町名変更に関して反対運動が起きているとのことだが、どのようなものか。

→花小金井六丁目という町名のまま住居表示を実施してほしいとの要望書が出ている。

- ・ 花小金井六丁目という町名を残してほしい。

- ・ 花小金井という名前を残してほしい。花小金井七丁目でもかまわない。

- ・ 天神町の住民の意見はどうか。

→天神町という名称は残して住居表示を実施してほしいとの声がある。

- ・ 天神町にある花小金井の名称がついたマンションに住んでいるが、「花小金井」という町名でもかまわないと思っている。

- ・ 花小金井という名前は残してほしい。花小金井七丁目ならやむをえない。

【町区域に関して】

【住居表示実施の手続き等について】

- ・ 住居表示の実施は決定事項か。

→町区域、町割りについては審議会からの答申のとおり実施したいと考えている。町名については白紙の状態である。

- ・ 住居表示はどのような手続きで決定するのか。

→答申後、議案として議会へ提出する。議会で可決されて決定となる。

- ・ 審議会と市の関係がわからない。

→審議会の答申を受け、町区域、町割りの案について説明している。今後、町名に関する案が出たところで説明会を実施する。

- ・ 町名の変更は住民の合意を得て決定するのか。

→最終的には議会の議決をもって決定する。その前段階の審議会の答申においても民意を無視したものとはならないと思われる。

【住居表示の仕組み】

- ・ 町境が企業の敷地では何が問題なのか。

→企業の敷地は恒久的でないため、将来移動する可能性の少ない道路に設定する必要がある。

【住所変更の手続きに関して】

【説明会の実施に関して】

- ・ 審議委員や議員にも説明会に出席してほしい。
- ・ 花小金井六丁目の説明会は何パーセントの出席率か。他の地域と比較してどうか。
→20%を超えてる。他の地域の2倍以上である。
- ・ 説明員が前回と違うようだが、出された意見はきちんと伝えられているのか。
→説明会での意見についてはもれなく審議会に報告している。

【その他】

- ・ 審議委員はどのように決定されたのか。
→市長が選任し、委嘱している。
- ・ 審議会について、住んでいない人に決められるのは抵抗感がある。